○防衛省告示第二百二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年九月七日から同月十一日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年九月二日及び同月三日（予備、同月四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

九州地方整備局長　森下　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	田川郡香春町大字鏡山字荒堀一五二六番二から田川郡香春町大字鏡山字岸田一五〇三番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○防衛省告示第二百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年九月二日及び同月三日（予備、同月四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

元議長死去

元衆議院議長綿貫民輔君は、八月十八日死去された。

人事異動

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　中村　修輔

最高裁判所事務総局人事局任用課長を免ずる

最高裁判所事務総局人事局調査課長の兼務を免ずる

大阪高等裁判所判事に補する

大阪簡易裁判所判事に補する

同　冨田　環志

最高裁判所事務総局人事局参事官を免じ

最高裁判所事務総局人事局任用課長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局人事局調査課長を命ずる

東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　野口　晶寛

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる（以上八月八日）

簡易裁判所判事　辻川　靖夫

川崎簡易裁判所判事に補する

川崎簡易裁判所判事　土田　昭彦

東京簡易裁判所判事に補する（以上八月十一日）

○定年退官

簡易裁判所判事林一宣は八月十日限り定年退官

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十六日

九州地方整備局長　森下　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　占用を制限する区域　区域

縦覧に供すべき書類の名称	国営美瑛川下流土地改良事業計画書（かんがい排水）の写し
縦覧期間	令和8年8月26日から令和8年9月16日まで
縦覧場所	国土交通省北海道開発局のウェブサイト
備考	福岡県田川郡香春町大字鏡山字荒堀一五二六番二から同町大字鏡山字岸田一五〇三番一まで

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ウルグアイの独立記念日につき、八月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国営美瑛川下流土地改良事業（かんがい排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、国営美瑛川下流土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年８月26日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1	縦覧に供すべき書類の名称	国営美瑛川下流土地改良事業計画書（かんがい排水）の写し
2	縦覧期間	令和８年８月26日から令和８年９月16日まで
3	縦覧場所	国土交通省北海道開発局のウェブサイト